

選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明

2021年6月23日、最高裁判所大法廷は、夫婦同姓を規定した民法750条、戸籍法74条1号の規定が憲法24条に違反するものではないと判断した。当会は、以下の理由により、選択的夫婦別姓を導入すべきと考えており、この点750条が憲法違反であることを明らかにした反対意見の裁判官の見解に賛同するものである。

氏名は個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の一内容を構成する重要なものである。婚姻によって意思に反してその氏の変更を余儀なくされることは、それまでのアイデンティティーを喪失することとなるものであり、個人の尊厳を侵害するものである。

また、婚姻は、本来自由かつ平等な意思決定によるべきである。婚姻というのは単なる制度ではなく、誰とともに人生を送るかという重大な意思決定の一つであり、かつ婚姻をしようとする両名の個人の問題である。氏を変更せずに夫婦になりたいと思う夫婦にとって、民法750条の夫婦同姓の規定があるために、両者の一方が人格権を喪失する状態を夫婦で受け入れなければ婚姻をすることができない。これは、自由な意思の決定を制限するものであり、私的な事項の意思決定に対する国の不合理な制限にあたる。

また、婚姻に際して姓を変えるのは現在においても9割以上が女性であることから、改姓に伴う不利益をもっぱら女性が被っている実態がある。形式的に平等な規定であっても、実質的な不平等が生じており、これを看過することはできない。

今回の最高裁判決は、2015年12月16日の大法廷判決を引用するものであったが、2015年の大法廷判決において、「氏」は家族の呼称としての意義もあり、夫婦が同一の氏を称することは、家族という一つの集団を構成する一員であることを対外的に公示し、識別する機能を有していることを一つの考慮事由としてあげている。しかし、家族のありようは時代とともに多様化し、また性の多様性について社会の

認識が広まり様々な家族の形態がみられるようになっている。一つの家族の構成をステレオタイプとして人格権を制限するための合理的根拠とするのは、個人の尊重、個人の尊厳を保障する憲法 13 条に反する。

司法において違憲の判断が示されなかったことは残念であるが、最高裁判決は国会での議論を促しており、国会は真摯にこれに応え議論を進めるべきである。

当会は、国に対し、改めて民法 750 条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く求める。

2021年7月20日

佐賀県弁護士会

会長 安永恵子